

公告第11号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

令和8年4月10日

郡山市長 椎根 健雄

第1 制限付一般競争入札に付する事項

1 契約番号	第2026000538号
2 業種	販売業 車両・船舶類
3 件名	消防ポンプ自動車 2台
4 納入場所	郡山市役所
5 納入期限	令和9年3月26日まで
6 物品調達の概要	(1)CD-I型 四輪駆動車 (2)ポンプ性能A-2級 (3)真空ポンプ総排気量900cc以上 (4)水冷式ディーゼルエンジン (5)エンジン効率(馬力)100PS以上 (6)ABS装着車 (7)車両総重量 5,000kg未満(ぎ装を含む。) ※詳細は、仕様書を確認すること
7 支払条件	(1)前払金 無し (2)部分払 無し
8 その他	(1)本件は、電子入札により執行するものとし、郡山市物品購入等電子入札実施要領(令和2年3月24日制定。以下「実施要領」という。)第6条に基づき、入札手続は原則として電子入札システムを利用して行うものである。 (2)仕様書等は、入札情報公開システムの「物品・役務」の入口から閲覧すること。 (3)入札参加に関する様式については、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

第2 入札手続きに関する日程等

内容	日時（期間）	手続方法等
1 仕様書等の閲覧期間	公告の日から 令和8年4月23日（木）まで	入札情報公開システムにおいて閲覧
2 仕様書等に対する質問期間	公告の日から 令和8年4月16日（木） 午後4時まで	電子入札システムにおいて質問書を提出
3 質問に対する回答期限	令和8年4月21日（火）まで	電子入札システムにおいて回答書を公開
4 入札参加申請期間	公告の日から 令和8年4月23日（木） 午後4時まで	電子入札システムにより申請
5 入札参加資格確認結果通知期限	令和8年4月27日（月）まで	電子入札システムにより通知
6 入札期間	資格確認結果通知後から 令和8年5月13日（水） 午後4時まで	電子入札システムにおいて入札書を提出
7 開札日時	令和8年5月14日（木） 午前9時	電子入札システムにより開札

※ 電子入札システム利用時間は、原則として午前8時から午後10時まで（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）とする。

※ 入札情報公開システム利用時間は、原則として午前6時から午後11時まで（市の休日を除く。）とする。

第3 入札方法

入札参加資格を有する者につき、電子入札システムにおいて入札書を提出するものとする。

第4 開札場所

郡山市役所

第5 入札に参加する者に必要な資格

本件の入札に参加する者に必要な資格は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 入札参加申請期限時点で、物品調達「販売業車両・船舶類」において、郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（令和6年9月6日制定）に基づく認定を受け、令和7・8年度競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。

なお、経済上の連携に関する日本国と欧州連合等との間の協定に基づき、有資格者名簿に登録されていない欧州連合等の供給者が参加する場合は、次のとおり書類を提出し有資格者と認められた者であること。

- (1) 期 間 公告の日から令和8年4月23日（木）まで（市の休日を除く。）
- (2) 時 間 午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 場 所 郡山市財務部契約検査課 郡山市役所本庁舎2階（郵送等の取扱いは行わない。）
- (4) 提出書類
 - ア 履歴事項全部証明書（法人）、身分証明書（個人）又はこれらに類する書類
 - イ 会社等の沿革調書（個人）
 - ウ 財務諸表類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は利益処分

(損失処理) 計算書 (法人))

エ 納税証明書又はこれに類する書類

オ 営業許可、認可、登録等に関する証明書

カ 民事再生法 (平成11年法律第225号) 又は会社更生法 (平成14年法律第154号) に類する適用が無いこと、役員等における暴力団員及び社会的非難関係者ではないことを証明する書類

- 3 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱 (令和7年3月28日制定。以下「指名停止要綱」という。) に基づく指名停止期間中の者 (開札日までに指名停止措置を受けた者を含む。) でないこと。
- 4 会社更生法 (平成14年法律第154号) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 5 役員等が郡山市暴力団排除条例 (平成24年郡山市条例第46号) 第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 6 過去5年間で、CD-I型を地方自治体に対し納入した実績を有すること。
- 7 福島県内に代理店若しくは特約店を有する消防ポンプ自動車メーカー又は消防ポンプ自動車メーカーの福島県内の代理店若しくは特約店であり、消防ポンプ自動車のぎ装・修繕が可能であること。

第6 仕様書等の閲覧

入札参加を希望する者 (以下「入札参加希望者」という。) は、仕様書等を入札情報公開システムにおいて閲覧することができる。

第7 仕様書等に対する質疑応答

- 1 仕様書等に対する質問がある場合は、質問期間内に設計図書等質問書 (第5号様式) を電子入札システムにより提出するものとする。設計図書等質問書は郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。
- 2 質問に対する回答は、電子入札システムで公開するものとする。

第8 入札参加の申込み

- 1 入札参加希望者は、仕様書等の内容を熟読した後、本公告第5に掲げる資格基準について、電子入札システムにより入札参加申請書 (第3号様式) 及び入札参加資格確認資料 (以下「申請書等」という。) を郡山市長に提出し、当該案件に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。(入札参加申請書は郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。)

なお、本件の入札参加資格確認資料は、納入実績のある契約書等の写し及び代理店又は特約店証明書等とする。

- ※ 申請書等の電子ファイルの容量 (ファイルは複数添付可) が合計で3メガバイトを超える場合は、入札参加申請書のみを電子入札システムにより申請し、入札参加資格確認資料を入札参加申請期間内に財務部契約検査課へ持参又は電子メールで提出するものとする。
- 2 郡山市長は、入札参加希望者の入札参加資格の有無を確認したときは、その結果を電子入札システムにより通知するものとする。

第9 入札保証金

免除する。

なお、入札保証金の納付が免除になった者が落札者になった場合において、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金の全部を免除された者は入札金額の100分の5に該当する額を、一部を免除された者にあつては入札金額の100分の5に相当する額から納付した入札保証金の額を差し引いた額を納めること。

第10 入札書に入力する金額

本件は、課税対象部分と非課税対象部分が混在するため、消費税及び地方消費税の額を含む金額を入札書に入力すること。

第11 入札の中止等

本件に関し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し又は入札方法について変更することがある。

なお、電子入札システム等にシステム障害等やむを得ない事情が生じた場合は、開札日時を延期し、又は紙による入札に変更することがある。

第12 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに電子入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

第13 落札者の決定等

1 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

2 入札回数は、原則2回を限度とする。ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。（見積書の提出は、原則2回を限度とする。）

なお、再度の入札及び見積合わせに係る入札書及び見積書の提出日時等（原則として開札日と同日）については、電子入札システムにより再入札となった旨とともに通知するものとする。

3 入札結果は郡山市ウェブサイトに掲載するものとする。

第14 契約締結及び契約書の作成

1 落札者の決定後、速やかに行われなければならない。

2 本件は、電子契約により締結できるものとする。

3 落札者は、電子契約による締結を希望する場合、電子契約同意書兼メールアドレス申出書を郡山市長へ提出するものとする。

4 契約書は郡山市長が作成するものとする。

5 落札決定から契約締結までの間に、落札者が次のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

(1)本公告第5に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったとき。

(2)指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。（指名停止基準に該当することとなったときを含む。）

(3)契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。

6 5の規定により契約を締結しなかった場合に生じる損害については、郡山市は一切の責めを

負わないものとする。

第15条 契約保証金

契約保証金は、免除する。

第16 入札に関する注意事項

- 1 入札書には、任意のくじ番号を入力すること。
- 2 その他必要な事項は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）、郡山市制限付一般競争入札実施要綱（令和7年3月28日制定）、実施要領、郡山市物品購入等入札参加者心得及び郡山市物品購入等電子入札参加者心得による。

第17 その他

- 1 本件は、議会の議決に付すべき契約であるため、議決を得た日に成立する。
- 2 電子入札システムの利用には、ICカードの準備、PC環境の設定及び電子入札システム利用者登録が必要となる。詳しくは、郡山市ウェブサイトを確認すること。
- 3 本件は、郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号）に規定する公契約であることから、当該条例の趣旨をよく理解し、遵守すること。
- 4 その他不明な点については、郡山市財務部契約検査課物品契約係（電話 024-924-2601）まで問い合わせること。